



鈴鹿地区交通安全だより

～2024.No.4 特集「自転車の安全対策」～

※ 三重県交通安全協会ホームページから過去発行のものが閲覧できます。

令和6年3月1日

鈴鹿地区交通安全協会

電話・FAX 059-388-1241

suzukaankyo@jeans.ocn.ne.jp

1 最近の自転車利用者対策等について

- (1) 自転車の運転による交通の危険を防止するための講習受講の義務付け～H27. 6～
信号無視や遮断機踏切立入りなど、交通に危険を及ぼす危険行為(14項目)を繰り返し、3年以内に2回以上検挙された又は事故を起こした自転車運転者で、さらに交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、自転車運転者講習(3時間)の受講が義務づけられた。
命令後の3か月間に受講義務が生じ、従わない場合は5万円以下の罰金に。

- (2) 「妨害運転罪」新設と上記講習の対象となる自転車の危険行為に同罪を追加～R2. 6～
他の車両等の通行を妨害する目的で下記違反をすると妨害運転(いわゆる「あおり運転」)とした。

通行区分違反、急ブレーキ禁止違反、車間距離保持義務違反、進路変更禁止違反
追い越し方法、警音器使用制限違反、安全運転義務違反

- (3) 「自転車損害賠償責任保険等」への加入の義務化～R3. 10 県条例～
自転車事故による相手方への賠償額が高額となってきたため、自転車運転者(未成年者を除く)等は、自転車損害賠償責任保険等への加入が条例により義務化された。

- (4) 自転車乗車時のヘルメット着用、年齢関係なく着用努力義務化～R5. 4～
～令和5年7月の警察庁全国調査で本県の着用率は26.5%(4人に一人程度)～
ヘルメットの着用義務化から間もなく1年となりますが、上記のとおり着用率が低く、自転車事故による自転車運転者の頭部損傷による致死率がきわめて高いこと等から、今後も着用率向上に向けた広報啓発活動が重要となっている。

- (5) 自転車の取り締まりに「青切符」処理～R5. 11 報道等により把握、警察庁の動き～
自転車に関係する事故の占める割合が増加傾向にある中、自転車関連事故のおよそ4分の3で自転車に違反行為があったこと(令和4年中の全国情勢)等から、警察庁では、自転車の違反行為にも自動車等のように反則金を課す、いわゆる「青切符」による取締りを導入すべく検討の動きがあります。

2 令和6年2月末現在の交通事故発生状況(暫定値)等

〈1. 三重県内〉

(暫定値)

	総事故件数	人身事故					物件事数
		件数	死者数	負傷者数			
				重傷者	軽傷者		
本年	8,829	472	9	606	92	514	8,357
前年	8,822	492	12	612	86	526	8,330
増減数	7	-20	-3	-6	6	-12	27
増減率	0.1%	-4.1%	-25.0%	-1.0%	7.0%	-2.3%	0.3%

〈2. 鈴鹿警察署管内〉

(暫定値)

	総事故件数	人身事故					物件事数
		件数	死者数	負傷者数			
				重傷者	軽傷者		
本年	869	42	1	61	12	49	827
前年	917	49	0	58	8	50	868
増減数	-48	-7	1	3	4	-1	-41
増減率	-5.2%	-14.3%		5.2%	50.0%	-2.0%	-4.7%

* 各表の数値は「暫定値」です。数値の取扱いに注意願います。

※ 日々の県内発生状況及び市町別死者数は県警HP「交通日報」にタイムリーにアップされています。



(一財) 三重県交通安全協会 : <http://www.mie-ankyo.com>

三重県警察 : <http://www.police.pref.mie.jp>

鈴鹿地区交通安全協会 : suzukaankyo@jeans.ocn.ne.jp

